

補助対象となる経費一覧表

(受入定着支援コース)

<補助対象経費>

領収書及び明細書により、経費の内容を確認できることが必要です。

	項 目	細 目	内 訳
補助の対象となる経費	報償費	謝金	講師等への謝金
	旅費	交通費	講師等の交通費 ※ 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金）は対象外
		宿泊費	講師等の宿泊費 ※ 12,000 円程度以内
	需用費	印刷費	チラシ等
		消耗品費	コピー用紙、文具、参加者用のマスク・手指消毒液等 ※ 飛沫防止用のアクリル板や体温計は、「備品類等の購入経費の類」として対象外
		材料費	資材等の費用、食材費用等
		その他	参加者用のペットボトル飲料（水、茶等） ※ 弁当代、茶菓代は対象外
	役務費	筆耕翻訳料	マニュアル、就業規則、掲示物の多言語化に要する経費
		設営費	会場設営費、会場撤去費
		通信運搬費	切手代、チラシ・ポスター等の送付料
	使用料 賃借料	会場使用料	当日の施設使用料等
		貸切バス料金	貸切バスの使用料
		入場料	施設等の入場料 ※ 単に外国人材個人へ入場チケットを配布する場合は対象外

<補助対象外経費>

- 事務所運営費の類
事務所の光熱水費、電話代、交際費、ホームページ作成及び運営費、事務所維持人件費 など
- 備品類等の購入経費の類
事務用品（机、イス等）、情報通信機器（パソコン、ルーター、自動翻訳機、タブレットPC等）、什器、飛沫防止用のアクリル板や体温計の購入経費 など
- 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費
食事代（弁当代、茶菓代等）、接待費、レセプション・打ち上げ等のパーティ経費など
※ 参加者用のペットボトル飲料（水、茶等）は補助対象にできます。
- その他の経費
個人への支給品代、実施団体自身が管理する会場や道具類の使用料、又はそれに類する経費 など

上記に記載されていない経費や県への事前協議については、外国人材政策推進課へお問い合わせください。